

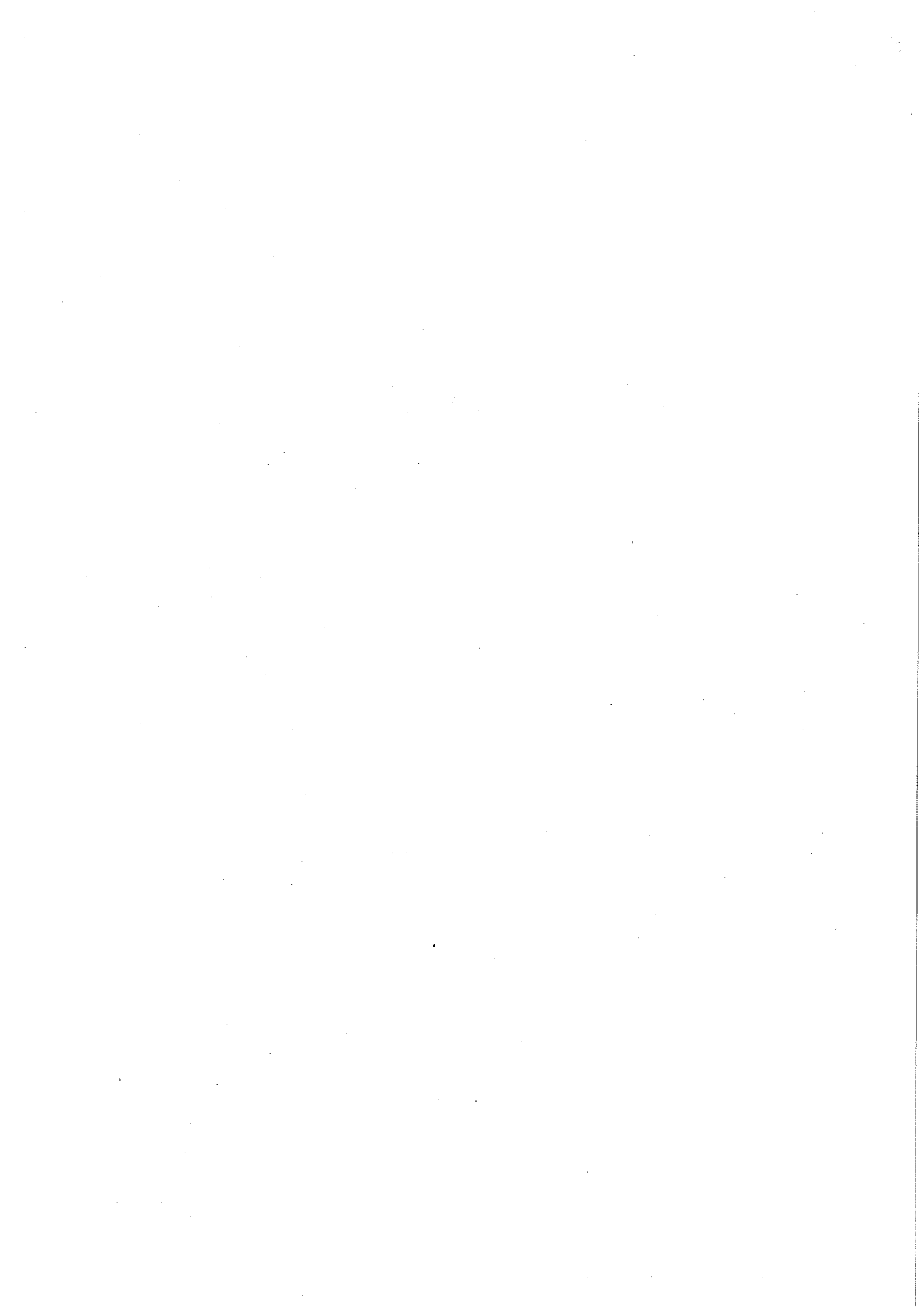
議案第2号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成27年10月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志



◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

特別支援学校において実施する医療的ケアの充実を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 特別支援学校に置くことができる職に、学校看護師長、学校看護主幹、学校看護主任及び学校看護師を加える。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(船長等) 第33条 略</p> <p><u>(学校看護師長等)</u> 第33条の2 <u>特別支援学校に、学校看護師長、学校看護主幹、学校看護主任及び学校看護師（以下「学校看護師長等」という。）を置くことができる。</u> 2 <u>学校看護師長等は、校長の監督を受け、児童及び生徒に対する医療的援助の業務に従事する。</u> 3 <u>学校看護師長等は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p> <p>(学校栄養主任等) 第33条の3 略</p> <p>(教育相談員) 第33条の4 略</p> <p>(実習教諭) 第33条の5 略</p>	<p>(船長等) 第33条 略</p> <p>(学校栄養主任等) 第33条の2 略</p> <p>(教育相談員) 第33条の3 略</p> <p>(実習教諭) 第33条の4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。